

議案第93号

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月30日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

第2条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条	(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条

例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
---	---

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。